

○立川市地域福祉推進委員会設置要綱

令和2年5月19日要綱第54号

改正

令和4年4月1日要綱第65号

令和5年9月14日要綱第140号

令和6年3月26日要綱第70号

令和7年7月1日要綱第387号

立川市地域福祉推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき策定する地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び社会福祉法人立川市社会福祉協議会（以下「立川市社会福祉協議会」という。）が策定する地域福祉市民活動計画（以下「地域福祉市民活動計画」という。）を調和して実現させ、もって地域福祉の推進を図るため、立川市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 地域福祉の推進に関する事項。
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉市民活動計画の進行管理に関する事項。
- (3) その他必要な事項に関する事項。

(委員)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募市民
- (2) 学識経験者
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 保健、医療及び福祉に関する団体が推薦する者
- (5) 社会福祉法人立川市社会福祉協議会が推薦する者
- (6) 立川市自治会連合会が推薦する者
- (7) 立川市商店街振興組合連合会が推薦する者
- (8) その他市長が認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から立川市地域福祉計画策定検討委員会設置要綱（平成30年立川市要綱第72号）第1条に規定する立川市地域福祉計画策定検討委員会が地域福祉計画の策定に係る検討等を開始するまでとする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等）

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（部会）

第6条 委員会は、第2条に規定する所掌事項に関する調査及び検討を行うため、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会員は、委員のうちから選出するものとする。

3 部会は委員長が招集する。

（謝礼及び記念品）

第7条 委員長には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

2 委員（委員長を除く。）には、予算の範囲内で記念品を贈呈するものとする。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、福祉部地域福祉課及び立川市社会福祉協議会において処理する。

（委任）

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第65号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月14日要綱第140号）

この要綱は、令和5年9月20日から施行する。

附 則（令和6年3月26日要綱第70号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年7月1日要綱第387号）

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。